

ご存知ですか？

## 「消費者ホットライン」 188

このようなことで困っていませんか？

- 家の訪問点検を受けて修繕工事の契約をしたが、高額なので解約したい…
- 初回無料のお試し購入を注文したら2回目が届いて請求書が入っていた…
- 知らない間に子どもがゲームに高額課金していたので取り消したい…
- 「簡単で絶対儲かります」と誘われて契約したけど話が違う…
- インターネットで商品を購入したけど届かない…

こんなときには、お住まいの地域の**消費生活センター**に相談してください。

消費生活センターでは、商品やサービスに関する契約トラブルについてのご相談を消費生活相談員がお受けし、**トラブルの解決に向けたアドバイス**や**専門機関の紹介**などを行っています。



電話番号は**局番なしの188「消費者ホットライン」**をご利用下さい。

全国共通の電話番号で、アナウンスに従って住所地の郵便番号を入力すると、お住まいの地域の消費生活センターにつながります。

### 消費生活に関する相談は、『**神戸市消費生活センター**』へ

●場 所

神戸市中央区橋通3丁目4番1号  
神戸市立総合福祉センター5階

☎ 188  
(消費者ホットライン)

●相談時間 **※相談時間が変わりました！**

月曜日～金曜日 9時～17時（来訪相談は16時30分まで）

土日祝日 10時～16時 ※独立行政法人国民生活センター（東京）  
につながります。

- ・年末年始は相談を行っていません。
- ・携帯電話会社の通話料定額サービスの適用はありません。
- ・平日は、電話番号「078-371-1221」でもつながります。



考助 万が一くん